一　当該割引債の社債発行差金（第二十六条の九の二第一項第一号イに規定する社債発行差金をいう。）

二　前号に掲げる金額のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る部分の金額

第二十六条の二十第四項中「（次項において「償還差益」という。）」を削り、「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第三条第八項及び第九項」を「第三条第七項及び第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第十一項に」を「第十項に」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十項から第十二項まで」に、「第十二項、第十三項」を「第十一項、第十二項」に、「第十七項」を「第十六項」に、「第十一項及び第十二項」を「第十項及び第十一項」に、「第七項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第七項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第七項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第七項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第三条第八項及び第九項」を「第三条第七項及び第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十四項」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十二項中「第十項、第十五項から第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」を「第九項、第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同項の表第二項の項中「第二十六条の二十第二十二項において準用する第十五項」を「第二十六条の二十第二十一項において準用する第十四項」に、「（第十五項」を「（第十四項」に改め、同表第十六項の項中「第十六項」を「第十五項」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十一項」に改め、同表第二十四項の項、第二十四項の表第二項の項及び第二十四項の表第二項第一号の項の項中「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同表第二十四項の表第十六項の項中「第二十四項の表第十六項」を「第二十三項の表第十五項」に改め、同表第二十四項の表第十八項の項中「第二十四項の表第十八項」を「第二十三項の表第十七項」に改め、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第二十五項」を「第二十四項」に、「第二十六項」を「第二十五項」に、「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十八項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「係る第二十五項」を「係る第二十四項」に、「第三条の二第二十四項」を「第三条の二第二十三項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に、「第三条の二の二第三十四項」を「第三条の二の二第三十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第二十三項」を「第二十二項」に、「第二十五項」を「第二十四項」に、「第二十七項」を「第二十六項」に、「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十七項とする。

第二十六条の二十三第五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条の項中「第百五十五条」を「第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条」に、「、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条」に改め、同条第六項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項中「並びに第二百二十二条第二項及び第三項」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項」に改め、同表第二百五十八条第一項の項中「課税総所得金額」を「第三章第一節（税率）」に、

総所得金額	第三章第一節（税率）及び同項

を

総所得金額	の課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額
第一節（税率）	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項

に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加える。

第二十六条の二十六第九項中「第百五十五条」を「第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五十五条」に、「、第百六十条第四項第二号イ⑵並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ⑵」に改め、同条第十項第二号中「第二百三十二条」を「第二百三十三条」に改め、同条第十一項の表第十一条第二項の項中「第二百十九条」を「第二百二十条の六」に改め、同表第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条並びに第二百十九条第二項第二号の項中「並びに第二百十九条第二項第二号」を「、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項」に改め、同表第二百二十二条第三項の項中「第二百二十二条第三項」を「第二百五十八条第一項第二号」に改め、「第四十一条の十四第一項」の下に「（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」を、「以下」の下に「第三項までにおいて」を加え、同表中

「

第二百五十八条第一項	総所得金額
	して課税総所得金額
	の課税総所得金額
	第三章第一節（税率）

」を

「

第二百五十八条第一項第三号	総所得金額
	課税総所得金額
第二百五十八条第一項第四号	課税総所得金額
	第三章第一節（税率）

」に、

総所得金額	先物取引に係る雑所得等の金額
第一節（税率）	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項

に改め、同表第二百五十八条第一項第三号及び第四号の項中「総所得金額」を「課税総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額」に、「第三章第一節（税率）」を「第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（次項において「課税総所得金額」という。）」に改める。